第2次試験受験者の皆様へ

人事院関東事務局第二課任用係 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1 お 048-740-2008

I 提出資料

- ①「面接カード」
- ②「採用志望カード」
- ③「住民票記載事項証明書」

④ 「卒業証明書又は卒業見込証明書」

- … 「一般職大卒」の様式に必要事項を入力等の上、3部提出してください。
- …「IV 採用志望カードの確認・記入について」に従い必要事項を記入の上、 提出してください。
- … 第1次試験時に配布した「受験心得」から用紙を切り取り、市役所等で証明を受けたものを提出してください。
- … <u>2002(平成14)年4月2日以降に生まれた方</u>は、受験申込書に記入した学校が発行した卒業証明書又は卒業見込証明書を提出してください。

Ⅱ 官庁訪問 [7月7日(金)午前9時から開始しています。]

各府省等のホームページにおいて、官庁訪問や業務説明の日時・場所・参加方法・予約受付等の情報を掲載しています。官庁訪問の詳細は、国家公務員試験採用情報 NAVI を参照してください。 [https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/ippan/saiyo_ippan02.html]



Ⅲ 最終合格から採用までの手続

1 最終合格者の発表[8月15日(火)午前9時]

インターネット合格者発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

(https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html)

また、合格者には、得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。

「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページのパーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。[https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]

なお、合格通知書は再発行できませんので、指定の期間内【9月14日(木)17:00まで】に必ずダウンロードしてください。

2 整理番号

整理番号とは、合格通知書の右上に記載してある番号です(受験番号とは異なります。)。

最終合格者発表日以降、人事院及び各府省等への照会や連絡等を行う際には、試験の区分、受験番号と併せてこの整理番号を使用してください。

3 採用内定までの流れ

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」といいます。)に試験の区分ごとに得点順に記載され、国家公務員として採用される候補者(以下「採用候補者」といいます。)となります。
- (2) 各府省等は、採用候補者の中から面接を行い、採用者を決定します。
- (3) 人事院は、名簿、受験申込内容及び提出された採用志望カードに基づき、面接を行うに当たり必要と認められる 範囲内の採用候補者の情報(氏名、連絡先等)を記載した「採用候補者一覧表」を作成し、個人情報の保護に十分留 意した上で、各府省等に通知します。
- (4) 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています(採用候補者であっても、必ず採用されるわけではありません。)。
- (5) 各府省等では、採用予定者に対し10月1日以降、採用内定を行います。

4 各府省等との採用内定のルール《厳守事項》

- 「① 採用内定を受けることができる府省等は1つのみです。
- ② 採用内定後には、他の府省等の面接に応じることはできません。採用の面接等の連絡を受けた場合には、既に採用内定していることを伝えてください。
- ③ 採用内定した場合には、直ちに「意向届」を人事院に提出してください。
- Ⅰ ④ 採用内定後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障をきたします。採用Ⅰ 内定を応諾する場合には、その後に辞退することがないよう慎重に判断してください。

5 名簿の有効期間・名簿からの削除

名簿の有効期間は、最終合格者発表の日から5年間です。

名簿の有効期間内であれば、試験を受け直さずに官庁訪問を行うことができますが、官庁訪問の結果、各府省等から内定を受け、実際に採用された場合は、名簿から削除されます。

なお、進学や民間企業等への就職により一度、<u>名簿からの採用を辞退した場合でも、直ちに名簿から削除されるこ</u>とはありません。

有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありませんので留意してください。

[パーソナルレコード]



[合格発表]



Ⅳ 採用志望カードの確認・記入について

採用志望カードは採用に関する事務に使用するものです。記入された個人情報は、個人情報保護法に基づき、 適正に管理されます。

採用志望カードに記載した内容は、最終合格時において採用を予定している府省等(特別職を含む。)に通知しますが、採用事務以外の目的に使用することはありません。

【採用志望カードの項目番号ごとの注意事項】

- 2 試験の区分
- 3 第1次試験地

印刷されている内容を下記のコード表により確認してください(採用志望カードを持参していない場合は、試験の区分及び第1次試験地を記入し、下記のコード表に従ってコード番号を記入してください。)。

試験の区分	コード
行政関東甲信越	53

第1次試験地	コード	第1次試験地	コード	第1次試験地	コード	第1次試験地	コード
札幌市	111	新潟市	371	神戸市	541	松山市	731
盛岡市	221	長野市	381	松江市	621	福岡市	811
仙台市	231	静岡市	421	岡山市	631	北九州市	812
秋田市	241	名古屋市	431	広島市	641	熊本市	841
さいたま市	331	金沢市	461	山口市	652	鹿児島市	871
千葉市	341	京都市	521	高松市	721	那覇市	911
東京都	351	大阪市	531				

7 連絡先

印刷されている内容を確認してください(採用 志望カードを持参していない場合は、受験申込時 に記入した連絡先、又は第1次試験時に提出した 申込内容変更届に記入した連絡先を記入してく ださい。)。

8 採用希望年度

採用を希望する年度について、いずれかを選択し、該当する選択肢の口に図を記入してください。内定を希望する年度ではありませんので、留意してください。なお、「①今年度内」とは、最終合格者発表後から2024年4月より前の時期(例えば10月、1月等)に採用されることを希望する場合を示しています。

9 意向等確認用メールアドレス

最終合格後、意向等の確認に使用するため、合格後も連絡が取れるメールアドレスを記入してください(受験申込時に登録したメールアドレスと異なるものでも差し支えありません。)。記入に当たっては「1(イチ)」「I(アイ)」「l(エル)」等の誤りやすい英数字の判別がつくよう、丁寧に分かりやすく記入してください。

10 本府省への志望記入不要です。

11 及び 12 訂正記入欄

「5氏名」及び「7連絡先」に印刷されている内容 (又は記入した内容)と<u>異なる場合は、変更のあ</u> る部分のみ記入してください。

住所欄については<u>、都道府県を省略し、「丁目」</u> 「番地」等はハイフンとして、右の記入例を参考に 記入してください。

【記入例】

※日付は、提出日を記入してください。

2023年度 採用志望カード 第2次試験受験者用				
※ ※ 総別します。※日付	ドは、採用に関する事務に使用する資料です。 た個人情報は、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。			
一般職(大卒)	(氏 名) 人事院 太郎			
行政関京甲価雄 東京都 ○○○○○	生年月日 平成 〇 年 〇 月 〇 日生			
7 連絡先(受験申込時に記入した連絡先、又は第1次試験時に提出した申込内容変更届に記入した連絡先) 3 3 0 - 9 7 1 2 さいたま市中央区新都心1-1				
(電話 048 - 740 - 2008) 記入棚 8 採用希望年度 (採用希望する年度を選択してください。内定を希望する年度	9 意向等確認用メールアドレス 意向等を確認に関する連絡に使用するため、合格後も連絡が			
ではありません。) ① 今年度内 (合格後から翌年3月31日まで) ② 2025年度 (令和 6年度)	取れるメールアドレスを記入してください。なお、受験申込時に 登録したメールアドレスと異なるメールアドレスでも差し支えあ りません。			
● 2026年度 (令和 8年度) □ \$ 2027年度 (令和 9年度) □ \$ 2028年度 (令和10年度)	10 本府省への志望 (行政関東甲信越地域及び技術系区分の申込者は記入不要です。) ① 恋望する			
□ ②志望しない □ ②志望しない □ ②志望しない □ ②志望しない □ ②志望しない □ ② ※ 即の欄は記しないでださい。 2 ※ 印の欄は記しないでださい。 3 第2次就験当日に提出する際に、記入譲り、記入漏れのないよう再度確認してください。 4 記載内容は採用を予定している府省等(特別職を含む)に通知しますが、採用事務以外の目的に使用することはありません。				
11 氏 名	合のみ配入してください。 ば、変更後の住所のみ記入し、氏名及び電話番号は記入不要))			
(フリガナ) (氏 名) (氏 名) 12 連絡先(帰省等、一時的なものは変更不要です。)				
(2 種形が下間間で、				
(電話 080 - 0000 - 0000)				

最終合格した場合の提出資料

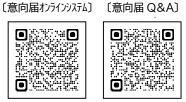
「意向届」

… 最終合格者の発表後、次表のとおり、インターネット(国家公務員 試験採用情報 NAVI 内の「意向届オンラインシステム窓口」)より必 ず提出してください。

「意向届に関するQ&A」も参照してください。

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke ganda.html]





※「意向届」は、名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。入力した個人情報 は、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。

事由	意 向 届 の 提 出 時 期
1 今後の採用を希望する 場合	第1回 <u>2023(令和5)年8月31日(必着)</u> 第2回以降 <u>10月、1月、3月、4月、7月の各月25日以降末日まで</u> ※ 第2回以降は、前回提出した内容と変更がない場合も必ず提出してください。意向届の 提出がない場合、採用希望者として各府省等へ紹介することができません。 ※ 採用希望年度を延期している方で、官庁訪問の結果、採用(内定)を得られず引き続き官 庁訪問を行う場合も必ず提出してください。
	事由が確定後、 <u>直ちに提出</u> してください。以後は、提出の必要はありません。 ※「今後の採用は希望しない」と提出しても、名簿有効期間内は名簿から削除されることは ありません。提出後、やはり国家公務員として働きたい場合は、事由1に従い、再度、意向届 を提出してください。
3 採用希望年度を変更する場合	第2次試験(人物試験)時に提出した「採用志望カード」や、過去に提出した意向届で申し出た 採用希望年度から変更がある場合には、必要事項(変更理由等)を入力し <u>直ちに提出</u> してく ださい。 ※ 採用志望カードで選択した採用希望年度から変更がない場合は、提出の必要はありませ ん。

意向届オンラインシステムの利用方法

① インターネットで[https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/]までアクセス <人事院ホームページからのアクセス>

「国家公務員試験採用情報 NAVI」→「採用情報」→「意向届の提出・合格証明書の発行」→「意向届オンラインシステム 窓口」

- ② 「インターネットを通じた意向届の提出の流れ」を確認し、「利用規約・入力画面はこちら」をクリック
- ③ 「意向届オンラインシステム利用上の注意」を読み、「同意する」をクリック
- ④ 「基本情報共通項目の入力」画面において、試験の種類「一般職(大卒)」にチェックし、試験年度、試験の区分、整理 番号(合格通知書の右上に記載(受験番号とは異なる。))、氏名、メールアドレス、生年月日を入力(連絡先を変更する 場合は、新しい住所・電話番号(変更のある項目のみ)を入力)

<入力例>

*は必須項目ですので、必ず入力してください。

試験年度 * 西暦 2023 年度 [半角数字のみ]

試験の区分 * 行政関東甲信越地域 * 123 [半角数字のみ] 整理番号

⑤「次へ」をクリックし、「意向届(一般職(大卒))」画面へ

以下の項目については、1、2、3、4、5のいずれかにチェックし、該当事項を入力してください。

- 1 一般職試験(大卒)からの採用(内定・内々定)が決定した(採用予定時期:西暦 年 月)
- 2 今後の採用は希望しない(1の場合はこちらを選ぶ必要はありません)
- 3 採用希望時期の延期を希望する(採用希望時期:西暦 年4月から)
- 4 引き続き採用を希望する(1の場合はこちらを選ぶ必要はありません)
- 5 連絡先(住所・電話番号)の変更のみ
- ⑥ 必要項目を入力後「次へ」をクリック
- ⑦ 入力済みの情報を確認の上、必要に応じて修正し、最後に「送信」をクリック

VI 採用等に関する照会先

1 各府省等の採用担当部署

人事院関東事務局ホームページに掲載している採用予定機関及び採用予定数一覧をご覧 ください。

[https://www.jinji.go.jp/jinji_kanto/saiyou/1_ippandai/G1-saiyouyotei.pdf]

〔採用予定機関一覧〕

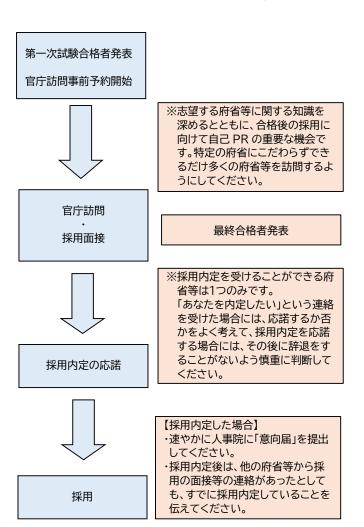
2 人事院関東事務局

採用等に関する相談は、人事院関東事務局第二課任用係までご連絡ください。

担 当	電話番号	所 在 地
人事院関東事務局第二課任用係	048-740-2008	〒330-9712 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

採用までの流れ

※ 大切な事項です。必ずお読みください。



-よくある質問-

- Q: 一般職試験(大卒程度試験)に合格しても、採用 されないことはありますか?
- A: 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数よりも多くなっています。

採用を希望する者については概ね採用されるように合格者を決定していますが、社会情勢の変化等から辞退者数又は各府省等の採用予定数が減少する場合も考えられます。

官庁訪問を行うなど、自分から積極的に各府省等の採用担当部署へ連絡をとってください。

- Q: 府省等からの採用面接の連絡が来ません。
- A: 採用を希望する場合は、決められた方法で意向届をきちんと提出してください。

また、電話番号や住所に変更があった場合にも 速やかに人事院に申し出てください。採用面接等 の連絡に支障をきたす場合があります。

何よりも大事なことは、各府省等からの連絡を待っているだけではなく、採用を希望する府省等に官庁訪問して積極的に自己PRをすることです。

- Q: 採用面接を受けたい旨の連絡をしましたが「採用 面接は終了しました」と言われました。
- A: 現在、採用面接が終了している場合でも、今後、 欠員の発生等によっては採用面接を再開する可能 性もあります。

「採用面接を実施する際には、是非、面接を受けさせていただきたい」と、採用を希望する府省等に伝えておくことも1つの方法です。